

心身に障害のある方、難病の方へ

市や都、国は、心身に障害のある方・難病の方が地域で安心して暮らせるよう、各種手当の支給や医療費の助成(左表)を行っています(所得制限があります。お問い合わせください)。これらの手当・助成は申請しないと受け取ることができません。

該当する方で申請したことがない方や、以前に非該当で基準に該当するようになった方は、障害福祉課業務係(市役所1階1番窓口)でお早めに手続きをお願いします。現在、支給や助成を受けている方は手続きの必要はありません。

なお、これらの手当を受けている方で、施設の入所や住所・口座番号の変更などがある方は、障害福祉課へご連絡ください。

心身障害者(児)手当など一覧		平成27年7月現在		
手当などの種類	対象となる方	手当・助成を受けられない方	手当月額 支給月	
市の制度	心身障害者手当 ※この3種のうち1種のみ受給可	▶身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度～3度の方 ▶脳性まひの方 ▶進行性筋い縮症の方	①難病手当受給者 ②心身障害者福祉手当受給者 ③施設入所者 ④65歳以上で新規に身体障害者手帳などを取得した方 ⑤児童育成(障害)手当受給者	6,000円 4月 8月 12月
		▶身体障害者手帳3級・4級、愛の手帳4度の方	▶心身障害者手当受給者 ▶上記②③⑤該当者 ▶65歳以上で新規に左記の特殊疾病の認定を受けた方	4,500円 8,000円
	難病手当	国・都の指定する特殊疾病の認定(郵医療券)を受けた方		
都の制度	心身障害者福祉手当	20歳以上の方で、 ▶身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度～3度の方 ▶脳性まひの方 ▶進行性筋い縮症の方	▶心身障害者手当受給者 ▶上記①③④該当者	15,500円 4月 8月 12月
	重度心身障害者手当	▶重度の知的障害で、日常生活に常時複雑な配慮を必要とする精神症状を有する方 ▶重度の身体障害と重度の知的障害が重複する方 ▶重度の肢体不自由で両上肢および両下肢の機能が失われ、座っていることも困難な程度の方	▶施設入所者 ▶病院などに3か月以上入院している方 ▶65歳以上で新規に身体障害者手帳などを取得した方	60,000円 毎月
国の制度	特別障害者手当	重度の障害があるため、日常生活に常時特別な介護が必要な20歳以上の方[くわしくは障害福祉課☎(529)7100へお問い合わせください]	▶施設入所者 ▶病院などに3か月以上入院している方	26,620円 5月 8月 11月 2月
	障害児福祉手当	重度の障害があるため、日常生活に常時介護が必要な20歳未満の方[くわしくは障害福祉課☎(529)7100へお問い合わせください]	▶施設入所者 ▶当該障害を支給理由とする年金の受給者	14,480円
その他	障害者医療費助成制度	▶身体障害者手帳1級・2級(内部3級)、愛の手帳1度・2度の方	▶生活保護受給者 ▶65歳以上で新規または更新により身体障害者手帳などを取得した方	自己負担分医療費の一部を助成

心身障害者手当・難病手当を振り込みます

平成27年度の第2回支給分を

●65歳未満で心身障害者手当または難病手当を受給中の方が、より月額の高い手当の対象となる障害に該当された場合は、今まで受給していた手当を中止し、新しく該当した障害で一覧上段の3種の中から受給できる手当を申請し直すことができます(一部例外がありますので、くわしくはお問い合わせください)。
●表中「施設入所者」の施設とは、障害者支援施設、障害児入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、救護施設、のぞみの園などです。グループホーム、ケアホームは含みません。

受給者証が変わります

心身障害者医療費受給者証(障受給者証)は8月31日(月)で有効期限が切れ、9月1日(火)から新しい受給者証(青色)に変わります。新しい受給者証は8月21日(金)に発送します。届かない場合はお問い合わせください。古い受給者証は障害福祉課(市役所1階1番窓口)か窓口サービスセンター(女性総合センター1階)、東部・西部・富士見・錦連絡所のいずれかに返却してください。

問 障害福祉課業務係 ☎(529)7100

地域見守りネットワーク事業

この事業は、市民の方々、市内で活動を行う団体や地域の事業者、日常生活や業務の中で気付いた異変を市へ連絡していただき、安否確認など適切な支援につなげるものです。

今回、新たに17の団体・事業者(右下表)と協定を結び、7月28日に協定締結式を行いました。これで協力団体・事業者の数は80となりました。

市は、この協定の締結を通じ、今後も地域全体の見守り意識の促進や見守り力の向上を図り、誰もが孤立せず安心して暮らせる地域づくりを進めていきます。本事業にご協力いただける団

公開する会議日程

市は、開かれた市政を推進するため、審議会などの会議を公開しています。いずれも直接会場へ(先着順)。

- 地域公共交通会議 時 8月18日(火)午後2時から場 市役所102・103会議室定 10人問 交通対策課 交通企画係・内線 2279
- 介護保険運営協議会・介護予防日常生活支援総合事業検討会 時 8月20日(木)午前10時から場 市役所208・209会議室定 16人問 介護保険課 介護給付係・内線 1440
- 農業委員会総会 時 8月21日(金)午後2時から場 市役所210会議室定 4人問 農業委員会事務局・内線 2654
- 総合教育会議 時 8月26日(水)午後2時から場 市役所302会議室定 30人問 企画政策課・内線 2687
- まち・ひと・しごと創生総合戦略検討委員会 時 8月31日(月)午後7時から場 市役所302会議室定 10人問 企画政策課・内線 2688

今回の協定締結団体・事業者	
布亀株式会社	高根商事株式会社
株式会社いなげや	有限会社小池組
第一生命保険株式会社立川支社	株式会社田邊商店
株式会社フォーチュンブリッジ	松浦商事株式会社
多摩健康生きがいアドバイザー協議会	株式会社サン・エクスプレス
高杉商事株式会社立川支店	有限会社立川栄清社
有限会社松村組	栄町地区グッドネイバーをすすめる会
有限会社原島組	アイネット株式会社
川鍋商事株式会社	(申出順)

在宅医療・介護連携推進協議会市民委員を募集

住み慣れた地域で暮らし続けられるよう在宅医療と介護の連携を推進する協議会を設置します。その協議会に参加する市民委員を募集します。▼対象①在宅で介護保険サービスを利用している方②介護保険サービスを利用している方を在宅で介護経験のある方▼任期 9月1日から2年間(年3回程度の会議を予定)▼報酬 1回1万800円▼募集人数 各1人(選考)▼応募方法 8月17日(月)(必着)までに、住所、氏名、年齢、性別、電話番号、「在宅医療と介護の連携」についての意見(1200字以内)を書いて、直接、または郵送で、高齢福祉課介護予防推進係(市役所1階3番窓口)内線1472へ

今月の納期 8月31日(月)

▷市・都民税第2期分▷国民健康保険料第2期分▷後期高齢者医療保険料第2期分▷介護保険料第2期分

納付書裏面等に記載の場所で納付してください。問 市税=収納課管理係・内線1240、国民健康保険料=保険年金課賦課係・内線1416、後期高齢者医療保険料=保険年金課賦課係・内線1406、介護保険料=介護保険課介護保険料係・内線1446